

## 川崎市都市計画審議会公募委員選考委員会設置要領

(趣旨)

第1条 川崎市都市計画審議会の公募による委員の選考を行うため、まちづくり局に川崎市都市計画審議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) まちづくり局長
- (2) 総務部長
- (3) 総務部庶務課長
- (4) 計画部長
- (5) 計画部都市計画課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、まちづくり局長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年5月1日から施行する。